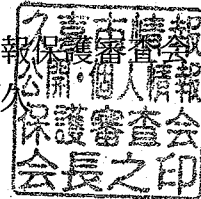




情個審査答申第 4 号
令和5年12月27日

久喜市長 梅 田 修 一 様

久喜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 田 晴 夫



保有個人情報開示請求に係る不開示決定処分に対する審査請求について
(答申)

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定において準用する同条
第1項の規定に基づき、令和5年10月27日付け久市第1238-1号によ
り諮問を受けました審査請求について、別紙のとおり答申いたします。



諮問市の機関：久喜市（市民課（総合窓口））

諮問日：令和5年10月27日（諮問第4号）

答申日：令和5年12月27日（答申第4号）

内 容：「2020年に再登録した本人通知制度事前登録申込書の写し」の不
開示決定に対する審査請求

答 申

第1 久喜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件審査請求に係る令和5年9月20日付け久市第1079号で久喜市長（以下「市の機関」という。）が行った不開示決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 保有個人情報開示請求について

審査請求人は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、令和5年9月7日付けで市の機関に対し、次のとおり保有個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

〈開示請求内容〉

2015年9月14日に登録した「本人通知制度事前登録」を2016年市民課の認識不足のミスによりこの登録を消滅されてしまい、再登録するよう指示され2020年10月2日市民課●●さんにより復活された。2015年最初に登録した「本人通知制度事前登録申込書」の写しは受け取ったので、2020年に再登録した申込書の写しについても開示を求める。

2 本件開示請求に対する決定について

市の機関は、本件開示請求に対し、次のとおり対象保有個人情報を特定した上で、令和5年9月20日付けで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

〈対象保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）〉

2020年に再登録した本人通知制度事前登録申込書の写し

3 審査請求について

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年10月12日付けで市の機関に対し、行政不服審査法（平成26年法律第68条）第2条の規定に基づき、審査請求を行った。

第3 審査請求の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 2016年市民課のミスにより「本人通知制度」の登録を消滅されてしまい再登録するよう指示され2020年10月2日市民課職員により復活された。そのため、登録書が存在しないことは納得できない。(審査請求書における主張)

(2) 2020年、市民課にて(2015年)登録した本人通知制度は現在も有効であるか確認した担当女性職員は「調べた結果、戸籍が変わったので外れています。再度登録して下さい。」と説明されその場で再登録した。

2023年8月10日、市民課に立ち寄った際、●●さんがその事について「認識不足で消滅してしまったのは、こちらのミスです。」と認めた。更に再手続きした女性職員の名前も把握し控えているとも話した。

また、同年8月28日、人事課●●さん、市民課●●さん、●●さん他1名との話合いの席においても全員ミスを認めていた。

したがって、市民課による理由説明書の内容は、認める事はできない。(反論書における主張)

第4 市の機関の主張要旨

市の機関が、理由説明書及び口頭説明において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 市の機関の決定について

本件処分は、法第82条第2項(不開示決定)に基づき適正に判断したものである。

2 本件処分に係る不開示の理由

市の機関が、弁明書及び口頭説明において主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 本人通知制度は廃止届出書の提出がない限り、抹消されることは無いため、再登録申込みをする必要が無いものである。

本人通知制度事前登録申込書は、紙の綴とデータにより市民課内で一括管理している。(理由説明書における主張)

(2) 開示請求人が開示請求書で主張する内容について、市民課長立ち会いのもと市民課職員が開示請求時の本人通知制度事前登録者情報(3,763

件、令和5年9月14日現在)を確認した。

その結果、本人通知制度事前登録申込書(原本)綴には、審査請求人に係る再登録申込書は無く、綴にあるものは平成27年9月14日付の申込書のみであった。また、エクセルデータで管理している本人通知事前登録者名簿においても再登録のデータは無く、平成27年9月14日登録のデータのみであった。(理由説明書における主張)

(3) このことから、審査請求人が開示請求書で主張している、2016年に本人通知制度の登録を抹消され、2020年10月2日に復活したという事実は確認できなかったため、文書不存在として決定したものである。(理由説明書における主張)

(4) 本人通知制度は廃止届出書の提出がない限り、抹消されることは無いため、再登録申込みをする必要が無いものである。そのため市民課のミスにより、登録が抹消されることはあり得ない。(口頭説明における主張)

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

法は、「個人情報」の適正な取扱いに関し、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする法律である。

また、法第76条第1項では「何人も、この法律の定めるところにより、行政機関の長等に対し、当該行政機関の長等の属する行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。」としている。

このことは、今日の高度情報通信社会における、自己の個人情報を管理する権利の重要性に鑑み、法が自己の個人情報を管理する具体的権利として保障したものといえる。

したがって、法の解釈・運用に際しては、「自己の個人情報を管理する権利」を最大限保障し、自己の個人情報の開示請求に対し、不開示の取扱いをすることは厳格に必要最小限の範囲にとどめる必要があると考える。

当審査会は、このような基本的考え方に立って判断することとする。

2 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が主張する本人通知制度事前登録に係る再登録申込書が市の機関に提出されたとすれば、法第60条第1項で規定する保有個人情報に該当し、法第76条第1項で規定する開示請求の対象となるものである。

3 法第82条第2項の該当性について

法第82条第2項は、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報を

保有していないときを含めて、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないときは、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならないことを規定している。

市の機関は、理由説明書及び口頭説明において、「本人通知制度は廃止届出書の提出がない限り、抹消されることは無いため、再登録申込みをする必要が無いものであり、審査請求人が主張する事実は確認できない。」として、制度上からも本件保有個人情報が不存在であることを主張している。

また、同じく理由説明書及び口頭説明において、「本人通知制度事前登録申込書は、紙の綴とデータにより市民課内で一括管理されており、市民課長立ち合いのもと、市民課職員が開示請求時の本人通知制度事前登録者情報を確認した結果、本人通知制度事前登録申込書（原本）綴には、審査請求人に係る再登録申込書は無く、綴にあるものは新規登録の平成27年9月14日付けの申込書のみであった。エクセルデータで管理している本人通知事前登録者名簿においても再登録のデータは無く、綴と同様に新規登録のデータのみである」として、本件保有個人情報が物理的にも存在していないことを主張している。

当審査会において、市民課が保有する「本人通知制度事前登録申込書」の紙の綴及びデータの保存状態について、審査請求人が主張する再登録をした期日を中心に紙の綴及びデータを見分したところ、本件保有個人情報が存在していないことを確認した。

以上のことから、審査請求人が主張する再登録申込書が市民課内において実在していないことは明らかであり、また、本人通知制度の仕組みとして廃止届出書の提出がない限り、登録が抹消されることは無く、再登録の申込みをする必要が無いものであるとのことから、市民課のミスにより、登録が抹消されることは考え難いと思料する。

したがって、市の機関が文書不存在として決定した本件処分は妥当であったと判断する。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審議経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	内 容
令和5年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問書を受理（諮問第4号） ・ 市の機関から理由説明書を受理
令和5年11月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求者から反論書を受理
令和5年11月16日 第1回審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の機関の口頭説明の聴取 ・ 市の機関への質疑応答 ・ 審議
令和5年12月15日 第2回審査会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求人の口頭意見の聴取 ・ 審査請求人への質疑応答 ・ 答申の審議
令和5年12月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申

(参考)

久喜市情報公開・個人情報保護審査会名簿【答申時】（五十音順）

氏 名	選 任 区 分
石田 晴久	学識経験者
加村 啓二	学識経験者
佐藤 富江	学識経験者
野崎 正	学識経験者